

# 古瀬間墓地公園各種届出案内

古瀬間墓地公園を御利用の際は、各種手続きが必要です。

## 1 各種届出様式

| 届出が必要なとき         | 届出書類(各1部)                              | 添付書類  | その他   |
|------------------|--|---|---|
| 墓所に墓標等の工事をするとき   | 墓所内工事着手届<br>(様式5)<br>墓所内工事完了届<br>(様式6) | ・利用許可証<br>・工事図面<br>(平面図・立面図)                              | ・完了届は、あらかじめ申請者住所・氏名を記入し(日付は未記入)、工事申請書提出の際に同時に提出してください。<br>・追加工事、改修、植樹等をする際にも提出は必要です。  |
| 焼骨の埋蔵をするとき       | 埋蔵物届出書<br>(様式10)                       | ・利用許可証<br>・埋火葬許可証(豊田市の場合は「 <b>死体火葬許可証</b> 」)<br>または改葬許可証※ | ※埋火葬許可証<br>死亡届を提出した市町村で発行されます。<br>※改葬許可証<br>埋蔵、収蔵されている墓所所在地の市町村で発行されます。   |
| 利用者が死亡したとき       | 利用承継認可申請書<br>(様式7)                     | ・利用許可証<br>・本籍記載の住民票<br>・戸籍抄本等※                            | ※利用者との関係(祭祀を主宰する者であること)がわかる書類を御用意ください。  |
| 利用者の住所・本籍を変更したとき | 墓所利用許可証<br>書換え・再交付申請書<br>(様式8)         | ・利用許可証<br>・住民票等又は戸籍抄本※                                    | ※住所変更のときは住所履歴が分かる住民票又は戸籍の附票、本籍変更のときは戸籍抄本が必要です。  |
| 利用許可証を紛失したとき     | 墓所利用許可証<br>書換え・再交付申請書<br>(様式8)         | ・本籍記載の住民票   |   |
| 墓所を返還したいとき       | 墓所返還届<br>(様式9)                         | ・利用許可証<br>・通帳の表紙面と表紙見返し面のコピー(還付のある場合)                     | ・ <b>原状復旧後</b> 、返還手続きをしてください。<br>原状とは、貸付当初の更地状態のことをいいます。未使用の場合も草取り等が必要です。<br>・未使用の場合は、還付規定があります。<br>・返還時に利用者が死亡または住所・本籍変更していた場合は、上記「利用者が死亡したとき」「利用者の住所・本籍を変更したとき」の手続きが必要です。 |

## 2 届出の提出について

(1) 添付書類の住民票等は3か月以内に公的機関で発行されたもの(コピー可※)の提出が必要です。

(2) 郵送やインターネットやメールでの受付は行っていません。

(3) 墓所内工事申請書の審査には受付日を含む10日を要します。(土日祝日年末年始は除く)

※ 公的証明書のコピーは、利用者にてあらかじめ用意をお願いします。(受付窓口でコピーは行いません。)  
コピーには原本と相違ないことを証明するため、署名していただきます。

### ● 墓所利用時の注意

イノシシやカラス等による被害が発生しています。

荒らされた墓所は、墓所利用者の責任のもと、復旧してください。

問合せ先 豊田市役所 公園緑地つかう課 公園広場担当 電話34-6621